小作爭議調査表

No. 76

（昭和八年七月分）

財團法人 協調會福岡出張所

場所	糸島郡周船寺大字 治永字上引地
關係人員	地主 村山善十郎 小作人 西田丈吉
發生終熄	昭和八年六月二二日 昭和〃年七月二〇日
關係地種類面積	田 二段五畝廿六歩
地主關係團体	ナシ
小作人關係團体	ナシ
原因	地主は昭和七年一月より一ヶ年の契約にて小作せしめ居りたるが小作人は生活に窮する故を以て継續小作を懇請し居れるが管理者徳永方吉は外三名と共に共同耕作の計画ありしを以て地主に土地引上方を策動し、地主は土地返還の請求訴訟を担起すべく準備せるに因る
要求事項	継續小作請求
經過	地主は六月二十三日福岡地方裁判所に小作調停の申請をせり 七月廿日周船寺村役場に於て調停委員会開催の結果下記條件にて解決せり
結果	一、地主は小作人に対し本件土地を従来通り小作料一石四斗六升にて小作継續せしむ 二、本件土地管理者の費消したる肥料代として金九円九十五錢を小作人より地主に対し支拂ふこと但し昭和八年十一月末日迄に支拂ふこと 三、本件土地に対する毎年度小作料は翌年一月末日迄に納入すること、正当の理由なくして小作米を期限内に納入せず或は無断にて小作地の轉貸譲渡したる場合は小作人は地主の土地引揚に異議なく應ずべし 四、小作米の容器は三斗四升俵とす

（日報番號第七六号）

備考